

## 第 51 回 東京弁護士会市民会議 議事録

2021 年 8 月 3 日開催

- 議 題
1. 東京弁護士会の対外広報について
  2. 弁護士は利用しやすくなってきたか？

出席者・市民会議委員（8 名） ※敬称略、肩書は 2021 年 8 月 3 日現在

磯谷 隆也（富士倉庫運輸株式会社取締役）

江川 紹子（ジャーナリスト）

逢見 直人（日本労働組合総連合会会長代行）

大坂 恵里（東洋大学法学部法律学科教授）

田中 常雅（東京商工会議所特別顧問）

長友 貴樹（調布市長）

南井 徹（朝日新聞社記事審査室幹事）

山本 一江（消費生活専門相談員）

第 51 回市民会議が、「東京弁護士会の対外広報について」及び「弁護士は利用しやすくなってきたか？」という 2 つのテーマで行われた。

### 1. 東京弁護士会の対外広報について

中井陽子副会長から、当会の広報の体制、媒体、問題点等について、ウェブサイト・SNS 等の資料に基づいて説明があり、その後、新型コロナウイルスの初回 30 分法律相談無料キャンペーンの認知状況の確認も含め、意見交換が行われた。意見交換では、次のような意見が出された。

（江川） 法律相談無料キャンペーンは知らなかった。5 月 17 日からやっているのに、Twitter の最初の投稿が 6 月 18 日で、しかも 1 回だけしか告知していない。Twitter はフォローしていてもタイムラインの投稿を全部見ているわけではなく、開いたタイミングで目に入るかが重要なので、1 回限りの投稿では目に触れる機会は少ないと思う。

（磯谷） 市民が見るのはウェブサイトなのでウェブサイトが重要。二弁のウェブサイトは、ユーザー・インターフェースを意識していてとても見やすい。経営者として社外役員を探したい、講師を探したいというときに、二弁のウェブサイ

トは講座一覧や講師がデータベース化されており、得意分野等もわかるので探しやすい。東弁のウェブサイトもユーザー目線での整理をすればより使いやすくなると思う。

(長友) やりたいこと、やっていることを知ってもらうのは事業の生命線。情報には時期を逸しては何の意味も無いもの、そうではないけれどもあらゆる媒体でくどいぐらい繰り返さなければ伝わらないものがある。災害情報は生死にかかわる問題であり、枝葉は省く、活字のフォントは最大限にする等工夫した。

現在、外部人材を登用してデジタル化を一気に進めており、その過程で広報の抜本的見直しも行っている。情報を必要としている人に適切に届けるために、子育て世代、福祉関係者、女性、一人親、高齢者等のカテゴリに分け、各ターゲットはどこで情報を入手する機会があるかを意識して、広報を行っている(女性向けは、公共施設の女子トイレに相談カードを設置し、人目を気にせず手にとりやすい場所を意識、高齢者向けは、バスや協力店舗等利用が多い場所に掲示するなど)。

(南井) コロナは森羅万象に影響しており、相談したい人はたくさんいるはずだが、コロナについてのあらゆる相談といわれると逆に自分が該当するのかわからない。新聞で法律相談の案内をして欲しいと言われてもそれだけでは記事になりにくく、今回は「こういう相談会」といったように絞ってもらった方が記事にしやすいし、その結果をフィードバックしてもらい、「東弁の相談会でこのような問題が発覚した」というような記事にして打ち返せる循環があることが双方にとって望ましいと思う。

(江川) **Twitter**は何度もリツイートしたり引用してもらった方が良い。東弁のウェブサイトのコロナ関連の頁は裁判書面のような構成で「誰に何を伝えるか」が置き去りになっている。正確に必要なことをきっちり伝えるのは弁護士の習性なのかもしれないが、困っている人に対しての情報提供というのが目的であれば、そこが一番に目につかなければいけない。コロナの無料相談が売りなら、「当会の業務状況」ではなく、そこをアピールすべき。それもただ「やっています」というのではなく、「今までこんな相談が寄せられています」という具体例があれば、自分も該当することがわかり相談もしやすくなる。「誰に何を伝えるのか」が意識されると他の箇所も変わってくるのではないか。多数の新聞社に記事にしてもらうのも大事だが、特定の新聞社やネットメディアとタイアップしても良いと思う。1回きりの記事では無く、タイアップして継続的に相談内容を紹介するなどあって良いのではないか。

(田中) 東弁のウェブサイトはどのような課題にどう対応したらいいかを示す形になっていない。会長声明を見ても大きな問題はわかるが、現実にはどんな問題があってどう対応すればいいかの回答にはなっていない。LGBTの問題にしても、社会的仕組みにどんな影響があって、その影響はどう回避できるのか、実際の具体的問題にどう答えるかを示すことが重要。弁護士会はどのような問題に対応できるのか、商工会議所でも良いし、他のところと組んで受け皿になってもらえたら良いと思う。

(逢見) 資料冒頭の広報活動の3つの分類についてまず引っかけた。弁護士会にとってマーケティングは企業のように生死にかかわる事項でないということはわかるが、会内広報だけが重要ではなく、やはり市民の敷居を下げるための広報を会がやるべきではないか。コロナのようなときに各所のニーズにどうこたえられるか今後も検討をお願いしたい。

(山本) コロナの無料相談は、他の消費生活相談員からの口コミで知った。ウェブサイトに掲載されていることは知らなかった。ウェブサイトの「PICK UP」のところに掲載されていても少し時間がたって位置が少しくずれると分からなかったりする。(無料相談の) 期限の8月末が過ぎたらどうなるのかも知りたい。新型コロナの消費者問題QAも掲載してもらっているがウェブサイトからだとたどりつけない。もっとアクセスしやすくしてほしい。

(大坂) ウェブサイトはやはり情報過多気味。問題を抱えている人は多いが、自分の問題が法律問題だとわからない人をどう拾い上げるかが重要。(中小企業センターの) コンシェルジュ弁護士はその点を整理してくれるようなので、一般向けにもあると良いのではないか。法律相談の分野別の分類は良いが、逆に分類に当てはまらないと、自分は対象外とあきらめてしまう人がいるので、「その他」のようなカテゴリがあっても良いのでは。

## 2. 弁護士は利用しやすくなってきたか？

梶嶋裕之副会長から、(1)司法制度改革審議会意見書から20年で変わったこと(弁護士数の大幅増加、組織内弁護士の増加、法テラスの創設等)、(2)弁護士をめぐるいくつかの状況(訴訟件数の推移、法曹志望者の減少等)について、資料に基づいて説明があり、その後、弁護士へのアクセス、専門化等いくつかの視点から意見交換が行われた。意見交換では、次のような意見が出された。

(磯谷) 法テラスの創設、企業内弁護士の増加等大きな成果はあったと思うが、弁護士にアクセスしやすくなっても質が良いとか信頼できる弁護士にアクセスできなければ意味が無い。弁護士の志望者や所得が減っているとなるとその点が難しくなるので、弁護士の人口の問題は見直す必要があるのではないか。隣接法律職種の人を含めると、司法制度改革時にそもそも弁護士が少なかったといえるのか疑問だが、当時は想像もできなかったAIの進化、リーガルテックの台頭もあり、弁護士には脅威なのでは。調停の弁護士選任率は横ばいか減っており、本人が対応している事件が増えている気がする。司法制度改革の見直しが必要な時期がきているのではないか。

(逢見) 労働の分野では、労働審判が始まったことで、より簡易迅速廉価で裁判所が利用できるようになり、アクセスしやすくなった。これは大きな変化。現在は、労働組合内にも組織内弁護士を置くようになっている。組織内弁護士は、外部の弁護士に比べて紛争予防の役割が大きい。日常的に起きる問題を法律的視点から早い段階で相談できることで早期解決につながる。法科大学院の減少や法曹志望者の減少など、当初描いていたものとは様変わりしているように思われるが、国際的なことも含めて法律家の支援が必要なことは変わらないので、多様な人材が法曹界に入ってこられるように心がけてほしい。

(長友) 市役所を訪れる市民の法律相談についての声は、「とても参考になった」という意見がある一方で、「一般的な回答に終始していた」「もっと寄り添って欲しかった」といった声も多い。市民にとっては納得いく回答が得られないと満足度が低く、弁護士に対して距離を感じてしまうようである。

行政機関としては、調布市は現在、組織内弁護士を1名採用しており、内部の法律相談、研修、ニュースの作成等を行ってもらっている。顧問弁護士は別にいるが、組織内弁護士には気軽に相談できるので、相談件数は顧問弁護士だけのときに比べて4倍以上になっている。副次的に職場全体の法務能力向上につながることも期待され、今後門戸を開く自治体が増えると思う。

(大坂) 訴訟件数は増えていない一方で、現在の弁護士代理率は既に地裁で90%なので飽和状態にも見える。しかし、裁判になる前に解決するためのアドバイスは必要であり、弁護士代理率の上昇が飽和状態を意味しているといえるかということ、はっきりとはいえないと思う。自分は司法制度改革審議会の当時から、弁護士は増やすべきという考えである。問題を抱えている人はどこに相談に行けばいいかわからないので、まだまだニーズはあるはず。訴訟件数が増えないと

いう点については、弁護士へのアクセスの問題だけでなく、裁判のしにくさにもやはりまだ問題があると思う。

(田中) 弁護士へのアクセスには地域差があり、東京と地方では状況が全然違う。地域間格差解消の観点は必要だと思う。事件の専門性がどんどん高度になっている。弁護士や裁判官だけでは対処・判断できない問題が増えており、法曹全体の質の向上を図る必要がある。また、弁護士費用は従来の計算方法だとやはり高いので、事件に応じて柔軟に対応して欲しい。

(南井) たとえば、メディアスクラムの被害があったときに弁護士がさっと動くようになった。発生直後から弁護士がメディアと被害者の間に入って、取材も権利保護もできるようになったケースもある一方で、弁護士が壁になって取材が困難になるケースもある。専門的にメディア対応する弁護士が増えてメディア側との意見交換は進んできた。敵対するのではなく、適切な報道の実現のために従来無かった新たな関係構築・発展ができればと思う。

(江川) 自分が記者になった当時よりははるかに弁護士の敷居は低くなっている。表現力のある若い弁護士が自分で発信したり、メディアで取り上げられたりしているので、色々な弁護士の声が聞こえるようになった。弁護士の立場も複雑化し、被告人の弁護だけではなく、被害者支援、加害者家族の支援をする弁護士もいる。加害者家族支援はまだ不十分であり、まだ活躍できる場も多いと思う。専門化も進んでおり、利用したいときに分かりやすい方が良く、自分の立場(加害者か被害者か等)に合わせて選べるようになると良い。また、弁護士へのアクセスについては、情報をネットで得られない年齢層とのギャップは相当あると思う。

(山本) 消費者相談も複雑化しており、弁護士相談を案内したいが、弁護士費用がネックになっている。相談は増えているものの、被害金額が少額の相談が増えており、費用対効果を考えると案内するのが良いのかどうか迷う。選ぶ際には、やはり消費者相談員との勉強会等で常日頃交流がある弁護士は信頼できる。

以上